

郡山市水防協議会条例

昭和 59 年 6 月 20 日

郡山市条例第 49 号

(設置)

第 1 条 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 34 条第 1 項の規定に基づき、郡山市水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(平 12 条例 7・平 20 条例 7・平 24 条例 5・一部改正)

(組織)

第 2 条 協議会は、会長及び委員 25 人以内をもって組織する。

(平 26 条例 12・追加)

(会長)

第 3 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(平 26 条例 12・旧第 2 条繰下)

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、関係行政機関の職員及び水防に関係のある団体の代表者である委員にあつては、当該職にある期間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(平 26 条例 12・旧第 3 条繰下)

(委員の代理)

第 5 条 関係行政機関の職員又は水防に関係のある団体の代表者である委員に事故があるときは、その指名する職務上の代理者がその職務を行う。

(平 26 条例 12・旧第 4 条繰下)

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平 26 条例 12・旧第 5 条繰下)

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、建設交通部河川課において処理する。

(昭 62 条例 30・平 6 条例 2・平 26 条例 9・一部改正、平 26 条例 12・旧第 6 条繰下)

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(平 26 条例 12・旧第 7 条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 62 年郡山市条例第 30 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年郡山市条例第 2 号)

この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年郡山市条例第 7 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(郡山市水防協議会条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際現に従前の郡山市水防協議会の委員である者(学識経験のある者のうちから委嘱されたものに限る。)は、施行日に、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成 11 年法律第 87 号)の規定による改正後の水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 26 条第 4 項の規定により、第 25 条の規定による改正後の郡山市水防協議会条例(以下「新条例」という。)の規定に基づく郡山市水防協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第 3 条第 1 項本文の規定にかかわらず、同日における従前の郡山市水防協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則(平成 20 年郡山市条例第 7 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年郡山市条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年郡山市条例第 9 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年郡山市条例第 12 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。